

各務原市観光協会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、各務原市観光協会と称する。

第2条 本会は、事務所を各務原市役所産業活力部観光交流課に置く。

（目的）

第3条 本会は、各務原市の観光事業の振興を図り、観光客の誘致を推進するとともに地域産業の発展、向上に資しあわせて国際親善に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光地の宣伝紹介及び観光客の誘致
- (2) 観光資源の保護、保存、開発及び利用の促進
- (3) 観光地の美化及び浄化
- (4) 観光施設の整備、改善の促進
- (5) 観光事業に関する情報の収集
- (6) 観光事業団体との連絡
- (7) 特産品の販売促進
- (8) 近郊市町村との広域観光の振興促進
- (9) その他観光事業推進上必要な事業

（会員）

第5条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 2 各務原市における観光事業に関係ある事業者、団体、個人等、及び本会の目的及び趣旨に賛同する事業者、団体、個人等。
- 3 会員は以下のとおり区分をし、それぞれの権利等については以下一覧に記すとおりとする。
 - (1) 正会員
 - (2) 賛助会員

	正会員	賛助会員
①総会の議決権	あり	なし
②観光協会ウェブサイト等への掲載	あり	なし
③会員情報のPR支援（宣伝資料の配布等）	あり	なし
④協会事業への参加	あり	あり
⑤会員名簿への掲載	あり	あり
⑥メール等による情報提供	あり	あり

- 4 本会への入会は事務局長の専決とする。
- 5 事務局長は新規入会した者について、総会で報告するものとする。
- 6 本会へ入会する場合は「各務原市観光協会加入申込書」を記載し、本会事務局へ届け出なければならない。届出内容に変更があった場合も、同様とする。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 40名以内（会長、副会長を含む。）
- (5) 監事 2名以内
- (6) 専務理事 1名

第7条 名誉会長は、各務原市長をもってあてる。

- 2 会長、副会長は、理事のうちから互選する。
- 3 理事及び監事は、総会において会員及び観光事業に関する知識経験者のうちから選出する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員のうち理事1名は、各務原市産業活力部長の職にある者をもって充てる。
- 5 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 6 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 理事は、総会で委任された事項を決議する。
- 4 監事は、会計を監督し、監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置くことができ、会長がこれを委嘱する。
 - (1) 事務局長 1名
 - (2) 書記 若干名
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務を掌理する。
- 4 書記は、上司の命を受け庶務及び会計事務に従事する。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は正会員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

第12条 総会の会議は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合において、その会員は、出席したものとみなす。

第13条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事の選出に関する事
- (2) 規約の変更に関する事
- (3) 会費に関する事
- (4) 事業報告並びに収支決算
- (5) 事業計画並びに収支予算
- (6) その他理事会において必要と認められた事項

(正副会長会)

第14条 正副会長会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 正副会長会は、会長、副会長をもって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 本会の運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認められた事項

(理事会)

第 15 条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会費の賦課徴収方法
- (3) 本会の運営に関する事項
- (4) 加入脱会に関する事項
- (5) 顧問の承認に関する事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第 16 条 総会、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会計)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

3 各会員の年会費は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 5口以上(1口1,000円)
- (2) 賛助会員 1口以上(1口1,000円)

4 入会初年度の各会員の年会費について、初年度は免除する。

5 既納会費は、如何なる事由の場合もこれを返還しない。

6 正当な理由がなく会費を2年以上滞納した者は、事務局長の専決により、当該会員を退会させることができる。(初年度の会費免除分を除く)

7 退会者は、退会前に発生した未納分の会費の納入義務を免れない。

(規約の変更)

第 18 条 本会の規約は、総会の議決を経なければこれを変更することができない。

附 則

1 本規約は、昭和40年8月10日から施行する。昭和40年度の会費の納期は8月31日までとする。

附 則

1 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年5月17日から施行する。